

子育てしやすい職場環境助成金に係るQ&A(対象経費)

8月12日版

No	区分	質問内容	回答
1	対象経費	対象外のものを含めてまとめてポイントを使って購入したが、補助対象額はどう考えればよいか。	補助対象となっている商品にポイントを使っている場合は、そのポイントを控除した金額を「経費明細書(様式3号)」に計上してください。 複数の商品を購入している場合でも、補助対象外の商品にポイントを使っている、ということであれば特に控除する必要はありません。
2	対象経費	10万円に達するまで、複数回応募することは可能か。	1法人又は1個人事業主ごとに1回のみ申請ができることとなっているため、補助金額が10万円に満たない場合でも、2回、3回と申請はできません。
3	対象経費	パーテーションや棚等を自作したいが対象となるか。	子育て支援となる設備に用いる材料費は、対象となります。なお、成果物の写真を添付ください。 ただし、自作に必要な工具は、汎用性が高く、目的外で使用が可能であるため対象となりません。
4	対象経費	各種送料は対象となるのか。	従業員の子育て支援に必要な物品の送料として使われたことが送付伝票の写し等からわかれば、対象経費となります。 ただし、送付物に対象外の商品が含まれる場合は、送料全額は対象とならない場合があります。
5	対象経費	リース代は対象になるのか。	令和7年4月1日～令和8年2月28日までの期間の代金は、対象とします。ただし、パソコンやスマートフォン、タブレットについてはリースやレンタルであっても対象となりません。
6	対象経費	昨年度購入・納品があり、代金を支払ったのは今年度だったが、補助対象になるか。	助成対象となるのは「支払い及び納品が令和7年4月1日～令和8年2月28日までのもの」なので、納品が昨年度ということであれば、対象になりません。
7	対象経費	申請書類のコピー代は対象となるのか。	助成金の申請に係る費用は、対象となりません。
8	対象経費	どういったものが補助対象となるのか。	(1) 従業員の子育て支援に要する経費 例) 従業員が家事代行サービスを使用した際、費用の一部を負担 (2) 子育てに優しい職場環境づくりの推進・整備に要する経費 例) 育児スペースに設置する備品や消耗品の購入(絵本、子ども用の椅子や机、パーテーション等) (3) 保育施設等利用支援に要する経費 例) 従業員が病児保育を利用する際、事業者が費用の一部を負担 従業員の子供が学校から放課後児童クラブや習い事への送迎にタクシーを利用する際、事業者が費用の一部を負担 ⇒従業員の費用負担軽減のために行う補助は対象。
9	対象経費	どういったものが補助対象とならないのか。	・ 従業員の子育て支援に関連がないもの 例) 社内旅行 ・ 金銭給付等により個人の負担を直接的に軽減する費用 例) 出産祝金、独自の児童手当、各種商品券の配布 ・ 汎用性が高く、目的外で使用可能なもの 例) パソコン、スマートフォン、タブレット等
10	対象経費	子育てのためのテレワーク用パソコン、モニター等は対象になるのか。	汎用性が高く、目的外で広く使用が可能であるため、パソコンのほか、スマホ、タブレットは対象外となります。 一方、モニター、webカメラ、ヘッドフォン、zoomの使用料などは、対象となります。
11	対象経費	子育てと仕事の両立について外部講師を招いて従業員向けに研修会を開いたが、この場合の経費は対象になるのか。	研修会の目的が子育てに優しい職場環境づくりの推進に資するものであり、従業員向けのものであれば対象となります(講師謝金、旅費等)。
12	対象経費	従業員の子育てサービスも含め、従業員の福利厚生をパッケージでサポートする外部福利厚生サービスを企業として契約している。この場合の利用料は対象となるのか。	当該利用料が、育児サービスだけでなくその他のサービス(スポーツクラブ利用、健康増進等)を含んでいる場合は対象となりません。